

入間市税条例及び入間市都市計画税条例改正要旨

〔 個人市民税 〕

<入間市税条例附則第 8 条>

- ◆ 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税特例の延長
 - 特例の適用期限を令和 9 年度（現行：令和 6 年度）まで 3 年延長するものです。

<入間市税条例附則第 1 7 条の 2 >

- ◆ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例の延長
 - 特例の適用期限を令和 8 年度（現行：令和 5 年度）まで 3 年延長するものです。

〔 軽自動車税 〕

<入間市税条例附則第 1 5 条の 2 の 2 >

- ◆ 軽自動車税環境性能割の非課税
 - 法律改正にあわせて臨時的軽減措置に係る規定を削除。
 - ※ 環境性能割の臨時的軽減措置の終了に伴い削除。

<入間市税条例附則第 1 5 条の 6 >

- ◆ 軽自動車税環境性能割の税率の特例
 - 法律改正にあわせて臨時的軽減措置に係る規定を削除。
 - ※ 環境性能割の臨時的軽減措置の終了に伴い削除。

<入間市税条例附則第 1 6 条>

- ◆ 軽自動車税種別割の税率のグリーン化特例の見直しと延長
 - 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）は、より燃費性能の高い方へ重点化を行った上で、取得期間を令和 5 年 4 月 1 日から 3 年間（一部 2 年間）延長するものです。

〔 固定資産税及び都市計画税 〕

<入間市税条例附則第12条、入間市都市計画税条例附則第2項>

◆ 固定資産税（土地）の課税の特例

○土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%としていたものを5.0%に戻す改正。

※ 都市計画税も同様。

〔 その他 〕

<入間市税条例第46条、第48条第1項、第5項、第50条第1項、第2項、第98条第1項、5項、第101条第1項>

◆ 施行規則様式の新設に伴う改正

<入間市税条例附則第24条>

◆ 規定の整備

<入間市税条例附則第10条及び第10条の2、入間市都市計画税条例附則第13項>

◆ 地方税法の改正に伴う引用条項の改正